

【1986年2月21日】労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正について
社会保障制度審議会

昭和61年2月21日
労働大臣 林 有 殿

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正について
(答申)

昭和61年2月17日労働省発基第12号で諮問のあった標記の件についてはおおむね了承するが、メリット制の適用拡大に当たってはその運用に慎重を期するとともに、労働災害防止には一層の努力をされたい。特に、最近における設備革新に対応した労働災害防止対策の充実を図られたい。

なお、本審議会が再三指摘したところであるが、労災保険と他の公的年金との整合性、労働者災害補償保険法と労働基準法との関係、労災保険財政の在り方等について根本的な検討を要望する。

(参考)労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱(1986年2月17日に労働大臣から社会保障制度審議会へ諮問)

第一 労働者災害補償保険法の一部改正

一 保険給付の内容等の改正

(一) 年金たる保険給付に係る給付基礎日額の改正

年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、労働者の年齢階層別の賃金の実態その他の事情を考慮して労働者の年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定め、その給付基礎日額(スライド制の適用がある場合は、スライド後の額。

において同じ。)が、労働者の年齢の属する年齢階層に応ずる最低額を下回り又は最高額を超える場合には、当該最低額又は最高額を給付基礎日額とすること。

の改正時に年金たる保険給付を受ける権利を有している者については、改正

時における当該年金たる保険給付に係る給付基礎日額が の最高額を超える場合においてもその額を給付基礎日額として保障するが、最高額を超える間はスライド制を適用しないこととする。

(二) 休業補償給付の給付内容の改正

労働者が監獄等に収容された場合は、休業補償給付を支給しないこととする。

労働者が所定労働時間の一部のみ労働した場合の休業補償給付の額は、給付基礎日額と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 60/100 に相当する額とすること。

(三) 通勤災害に関する保険給付の内容等の改正

通勤災害に関する休業給付についても、(二)と同様の改正を行うこと。

労働者の通勤経路からの逸脱又は中断に関し、現行の日用品の購入等の行為と同様に取り扱うものとして労働者の一定の行為であって労働省令で定めるものを加えること。

(注) 労働者の一定の行為であって労働省令で定めるものは、学校、公共職業訓練施設等への通学等の行為とする。

二 その他

(一) 事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立の届出を怠っていた期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、政府は当該保険給付に要する費用の全部又は一部に相当する金額を当該事業主から徴収できることとする。

(二) その他所要の整備を行うこと。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 メリット制度(事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度)の改正

(一) 継続事業のメリット制度の対象事業場の規模を使用労働者数二十人以上(現行三十人以上)に改めその適用範囲を拡大するほか、メリット収支率の算定期間を三年度間(現行三暦年間)に改めること。

(二) 有期事業のメリット収支率の算定に当たり用いる調整率について所要の改正を行うこと。

二 その他

(一) 労働保険の保険料の納付の手續に関し、口座振替による納付の方法を導入すること。

(二) 其他所要の整備を行うこと。

第三 施行期日等

この改正法は、昭和六十二年二月一日から施行すること。ただし、次の改正内容は次のとおり施行すること。

(一) 第二の一の(一)に係る改正内容 昭和六十二年三月三十一日

(二) 第一の一の(二)及び(三)並びに二の(一)並びに第二の一の(二)に係る改正内容 昭和六十二年四月一日

(三) 第二の二の(三)に係る改正内容 昭和六十三年四月一日